

大阪府規則第四十八号

大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第二三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理者による管理）</p> <p>第七条 条例第二十七条の規則で定める場合は、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合であつて、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の業務に従事するときとする。</p>	<p>（管理者による管理）</p> <p>第七条 条例第二十七条の規則で定める場合は、当該指定介護老人福祉施設の同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の業務に従事する場合とする。</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。